

## 【憲 法】

**問題** 次の事例に含まれている憲法上の問題について、論じなさい。

日本政府とA国政府は両国の経済協力に関して政府間協定を結んだ。それに対して、本協定は政治的に重要な事項を含んでいるとして、本協定の締結について国会の承認手続を踏むべきだとする批判が、野党から出された。しかし、本協定は両国間で既に結ばれている条約の内容を変更するものではないとして、政府は本協定の締結について国会の承認手続を踏まないこととした。

そこで、国際的な経済協力のあり方に関する議論が、野党から出てきた。それに対して、「外交は政府の専権事項」だとして、このような決議を行うことに、与党は反対した。

### 《参照条文》 日本国憲法

第七十三条 [内閣の事務] 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。